

連携・協力に関する協定書

京都女子大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人 京都府社会福祉事業団（以下「乙」という。）は包括的な連携のもと、それぞれの持つ人材や知識、情報などの資源を活用して相互に協力することにより、人材育成ならびに地域社会に寄与することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通して双方の教育・研究・事業活動の活性化、将来必要とされる人材育成、技術の向上・実用化に寄与することを目的とする。

（連携・協力事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携・協力する。

- (1) データサイエンス、教育学、児童、福祉、リカレント等の分野の教育・研究ならびにリカレント分野の事業活動に関すること
- (2) 人材の育成に関すること
- (3) その他両者が協議して必要と認める事項

2 前項の事業の実施に要する経費の負担については、各々の事業ごとに協議のうえ定める。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報について、事前に相手方の承諾を得ることなく、本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 本協定に基づき、甲及び乙が相手方から開示を受けた情報のうち、開示の際に秘密である旨を表示した技術上又は事業運営上の情報、（以下「秘密情報」という。）については、事前に相手方の承諾を得ることなく、本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならない。なお、口頭で開示する情報等、秘密である旨を表示することが困難な情報については、開示者より当該情報の開示時に秘密である旨が表明され、かつ開示の日から30日以内に当該情報が書面で特定され、秘密である旨の表示を付して相手方に交付されたもののみ秘密情報とする。

3 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報から除くものとする。

- (1) 甲又は乙が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
- (2) 既に公知であったか、若しくは甲又は乙が開示を受けた後に自らの責によらずに公知となった情報
- (3) 相手方から開示を受けた際、既に自己で所有していた情報
- (4) 相手方から開示を受けた後、開示を受けた情報に関係なく独自に創出した情報

4 第2項の規定にかかわらず、第5条第2項に基づき、乙が管理する運営施設（以下「乙運営施設」という。）を本協定の取組みに参画させる場合においては、乙は甲の秘密情報を当該乙運営施設に開示することができるものとする。ただし、乙は当該開示にあたり、当該乙運営施設に対して本協定上の秘密保持義務を負わせ、その履行に責任を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙いずれからも変更又は更新しない旨の申し入れがない時は、さらに同条件で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定が期間満了等により終了した後においても、第3条第2項及び第4項に規定する秘密保持義

務は本協定の終了後 5 年間存続するものとする。

(その他)

第 5 条 前条までに定めるもののほか，事業推進について必要な事項は，甲及び乙が協議して別に定める。

2 乙は，乙運営施設を，本協定に定める義務を遵守させたうえで，本協定での取り組みに参画させることができる。

3 本協定に定める事項に疑義が生じた場合，甲及び乙は協議してその解決を図るものとする。

本協定書成立の証として本書 2 通作成し，甲及び乙が記名捺印のうえ，各 1 通を所持する。

2021 年 10 月 1 日

京都市東山区今熊野北日吉町 35 番地
甲 京都女子大学
学長 竹安 栄子

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地
乙 社会福祉法人 京都府社会福祉事業団
理事長 松本 均